

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年12月から62年8月まで  
② 平成2年5月から同年8月まで

申立期間①については、昭和60年に会社を退職した後、すぐに市役所で国民年金の加入手続を行い、口座振替で保険料を納付していた。また、申立期間②についても、保険料をさかのぼって、まとめて納付したのに、これらの期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の加入者の記録から、平成3年3月ごろに払い出されたことが確認でき、申立期間②については、4か月と短期間である上、オンライン記録から、申立期間直後の2年9月から3年3月までの期間の保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立期間についても過年度納付されたとしても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、保険料を時効により納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間当時は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年5月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和49年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月

会社を退職したので、国民年金への切替手続を行うため、A市B区役所に出向いた。その時、付加保険料の納付を希望したが、窓口担当者に加入手続月以前であった申立期間については付加保険料を納めることはできない旨の説明を受けたので、その場で定額保険料のみを納付し、申立期間後の昭和49年6月からは付加保険料を含め集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることに納得いかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者台帳には、被保険者資格の取得日が昭和49年5月20日（後に、同年5月21日に訂正）、付加年金の申込日が同年6月5日であることが記載されていることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは同年6月5日であると考えられる。

また、申立人は加入手続時の窓口での対応について詳細に記憶しており、申立人の主張するとおり昭和49年6月以降の保険料の納付は申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録の検認印から同年9月24日と確認できることから、申立内容に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳には、昭和49年5月の欄に「納付不要」の押印があるが、当時の市役所の担当者は、「付加保険料納付不要の場合の処理であった可能性がある。」と証言している。

加えて、申立期間は1か月と短期間である上、申立期間以外に未納は無く、納付済みとされている期間すべてについて付加保険料を納付しているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を平成9年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月31日から9年1月1日まで

A社に継続して勤務しており、一度も退社したことがないにもかかわらず、厚生年金保険加入記録では、被保険者期間に1か月の空白がある。これは、私が、平成9年1月1日に同社B工場から同社C工場へ異動した際、同社B工場が資格喪失日を8年12月31日と誤って届け出たためであると思うので、資格喪失日の記録を9年1月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

在職証明書、給与台帳及びA社の回答から判断すると、申立人が同社に継続勤務し（平成9年1月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、A社が保管する給与台帳における保険料控除額及び申立人の同社における平成8年11月のオンライン記録から50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったと回答していることから、事業主が平成8年12月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から43年3月までの期間、53年8月から55年9月までの期間、57年9月から60年1月までの期間、平成3年7月から4年2月までの期間、5年6月、同年10月、同年12月、6年3月、同年5月、同年11月、同年12月、7年6月、同年11月から8年1月までの期間、同年6月、同年7月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から43年3月まで  
② 昭和53年8月から55年9月まで  
③ 昭和57年9月から60年1月まで  
④ 平成3年7月から4年2月まで  
⑤ 平成5年6月  
⑥ 平成5年10月  
⑦ 平成5年12月  
⑧ 平成6年3月  
⑨ 平成6年5月  
⑩ 平成6年11月及び同年12月  
⑪ 平成7年6月  
⑫ 平成7年11月から8年1月まで  
⑬ 平成8年6月及び同年7月  
⑭ 平成8年12月

昭和42年の結婚までは、親が国民年金に加入し、保険料を納付してくれたと聞いている。また、結婚後は妻が、夫婦二人の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を自宅に来ていたA市の集金人に渡すか、同市の窓口で納付していた。昭和63年か平成元年に一度、同市に納付記録を調べてもらい、未納があったので夫婦二人分の未納保険料60万円又は70万円を一括で納付した。その後もすべて納付しているはずであり、未納期間があることに納得で

きない。

### 第3 委員会の判断の理由

A市が保管する申立人に係る昭和36年度から平成14年度の「国民年金過年度収滞納一覧表」においても申立期間①及び申立期間③から⑭については未納、申立期間②については、未加入とされており、オンライン記録と一致する。

また、申立人の妻は、「昭和42年の結婚を機に、夫婦の国民年金の加入手続を行い、常に夫婦二人分の保険料を同時に納めていた。」と主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号(夫婦連番)が払い出されたのは、昭和43年6月1日であることが確認できるとともに、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録から、夫婦の保険料の納付時期は、必ずしも同一でないことが確認できる。

さらに、申立人の妻は、「昭和63年又は平成元年ごろに、A市役所で過去の未納分を調べてもらい、一括して納付した。」と主張しているが、この時点で申立期間①及び③は、時効により、また、申立期間②は未加入期間であるため、いずれも制度上保険料を納付することはできない。

加えて、申立人の親及び妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする申立人の親からは証言を得られず、申立人の妻の記憶は曖昧であることから、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間、57年9月から61年3月までの期間、平成3年5月から同年12月までの期間、5年6月、7年3月、同年10月、同年11月、8年5月、同年6月、同年8月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで  
② 昭和57年9月から61年3月まで  
③ 平成3年5月から同年12月まで  
④ 平成5年6月  
⑤ 平成7年3月  
⑥ 平成7年10月及び同年11月  
⑦ 平成8年5月及び同年6月  
⑧ 平成8年8月  
⑨ 平成8年11月

昭和42年の結婚を機に、夫婦で国民年金に加入した。私が加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を自宅に来ていたA市の集金人に渡すか、同市の窓口で納付していた。昭和63年か平成元年に一度、同市に納付記録を調べてもらい、未納があったので夫婦二人分の未納保険料60万円又は70万円を一括で納付した。その後もすべて納付しているはずであり、未納期間があることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A市が保管する申立人に係る昭和36年度から平成14年度の「国民年金過年度収滞納一覧表」においても申立期間は未納とされており、オンライン記録と一致する。

また、申立人は、「昭和42年の結婚を機に、夫婦の国民年金の加入手続を行い、常に夫婦二人分の保険料を同時に納めていた。」と主張するが、申立人の

国民年金手帳記号番号(夫婦連番)が払い出されたのは、昭和43年6月1日であることが確認できるとともに、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録から、夫婦の保険料の納付時期は、必ずしも同一でないことが確認できる。

さらに、申立人は、「昭和63年又は平成元年ごろに、A市役所で過去の未納分を調べてもらい、一括して納付した。」と主張しているが、この時点で申立期間①及び②は、時効により制度上保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の国民年金への加入状況、保険料額及び保険料納付に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 滋賀国民年金 事案 761

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月  
平成3年2月末に会社を退職し、同年4月1日に共済組合に加入するまでの1か月間が空白になるため、国民年金保険料を国民健康保険料とともにA市役所で納付した。  
ところが、申立期間が未加入期間となっているので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続をし、保険料を納付したと主張しているが、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人が所持する年金手帳を確認しても、国民年金の記号番号の記載は無く、申立人は、同手帳以外に年金手帳の交付を受けた記憶が無いと回答していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、「A市役所で、国民年金保険料を納付した際に、あわせて、別の窓口で国民健康保険料も納付した。加入手続の際に、年金手帳等の提示を求められたことはない。」と主張しているが、A市は、「当時から国民年金と国民健康保険を取り扱う窓口は一緒であり、会社退職後に国民年金の加入手続をする場合は、必ず、退職日と国民年金の記号番号を確認（記号番号が無い場合は付番）した上で、保険料の納付書を作成していた。申立人については、申立期間に国民健康保険に加入していたことは確認できるものの、国民年金の加入記録は無い。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月

昭和45年3月に会社を辞めた後、しばらくしてから退職に係る書類一式が会社から送られてきたので、それを持ってA市役所へ行き国民年金の加入手続等をした。

当時、国民年金のことについて無知であったため、市役所の職員の言うままに手続をした。ところが、資格取得日が昭和45年4月1日とされ、同年3月が未加入期間とされており納付できない。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年5月6日に払い出されており、同年4月1日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和45年3月27日であることから、本来は、同日が国民年金の被保険者資格取得日とされるべきところ、上記のとおり、その資格取得日は同年4月1日とされ、これは申立人がA市に転入した日と一致することから、行政側において同日を資格取得日とする手続が行われ、その結果、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から59年5月まで  
昭和58年に会社を退職した時、国民年金に加入しなければならないことを知らなかったため、すぐに加入手続を行わなかった。すると、数か月後に町役場から、数種類の督促状が届いたので、すぐに町役場の窓口ですべての督促状について納付した。その中に申立期間の国民年金の保険料も含まれていたはずなのに、未納とされていることに納得いかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A社会保険事務所（当時）から払い出されたことが確認でき、同社会保険事務所が開設されたのは平成元年4月であることから、申立期間の被保険者資格は、同年4月以降においてさかのぼって資格取得されたものであると考えられ、この時点で申立期間の保険料は時効により、制度上納付できない。

また、申立期間当時、申立人はB町に居住していたことが戸籍の附票から確認でき、この時点で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された場合はC社会保険事務所（当時）から払い出されることとなるが、その形跡は見当たらない上、申立人は、申立期間の加入手続及び保険料納付についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 533(事案 359 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から22年10月30日まで  
当時、A町長の勧めでA町農業会に就職した際、「定年後には年金がもらえる。」と言われていた。厚生年金保険の加入記録が無いのは、退職した時、専務理事と対立したからだと思う。前回、申立ては認められなかったが、新たな証人の名前を思い出したので再度審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の紹介で、申立人の3か月後に入社した同僚の氏名もA町農業会に係る被保険者名簿に見当たらないこと、ii) 同農業会で被保険者資格を取得している者は、同農業会が新規に適用事業所となった昭和19年6月1日の時点で、事業所別被保険者番号払出簿に記載されている18名のみであり、申立人の氏名は見当たらないこと、iii) 現在の事業主は、「調査をしたが、当時の資料が無く、厚生年金保険の加入、保険料控除について確認することはできなかった。」と供述していること、iv) 申立人が名前を挙げた同僚及び上司は既に死亡しており、証言を得ることはできなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間の厚生年金保険の記録が無いのは、退職時に当時の専務理事との間に対立があったため在職の記録が消された。」と主張しているものの、A町農業会に係る被保険者名簿には、申立人の被保険者記録を訂正及び抹消した形跡は見当たらない。

また、申立人は、新たな証人として2名の氏名を申し出たものの、当該2名は、いずれも「申立人が以前、A町農業会に勤めていたことを聞いたことがあるが、それ以上の詳しいことは分からない。」と証言するのみで、申立期間に

おける申立人の勤務した期間及び厚生年金保険料の控除についての証言は得られないことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 534

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年から 52 年まで  
昭和 46 年に A 選手として来日した。B 社 C 工場において、午前中は D の分解と組立てを行い、午後は、A の練習をしていた。このような勤務を続け、52 年に帰国した。  
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人について記載されたスポーツ誌の記事及び複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間において、B 社 C 工場に勤務し、A 選手として活動していたことが認められる。

しかしながら、B 社は、「当時の社員名簿に申立人の氏名が無いことから、申立人は研修生として工場に配属されていたと思われる。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することはできなかった。

また、B 健康保険組合は、「申立期間に申立人の健康保険の加入記録は無い。」と回答している。

さらに、上記の複数の同僚から、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について証言等を得ることはできない上、申立人と同様に E から A 選手として来日した二人のうち、昭和 45 年に日本へ帰化した一人には、同時期から同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できるが、申立人と同様に E へ帰国した一人には、同社の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間における雇用保険の記録も確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 535 (事案 148 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月 1 日から同年 8 月 30 日まで  
② 昭和 41 年 9 月 1 日から 43 年 8 月 30 日まで

私は昭和 41 年 2 月 1 日から同年 8 月 30 日まで A 協同組合で会計の仕事をしていた。また、同年 9 月 1 日から 43 年 8 月 30 日まで B 社で会計の仕事をし、私が従業員の厚生年金保険料などを納付していた。これらの期間は厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、i) 申立期間①について、A 協同組合（厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、組織は存続）は、「申立期間当時の失業保険被保険者資格取得確認通知書を保存しているものの、同通知書に申立人の氏名は見当たらず、申立人が勤務していたことを示す資料等はない。」と回答しており、申立人が同事業所に勤務していたことを確認することができないこと、ii) 申立期間②について、同僚は、申立人が B 社で働いていたと証言しているが、勤務時期についての明確な証言は無く、当該同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は申立期間後の昭和 48 年 11 月 1 日となっていること、iii) 申立期間②について、B 社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取り扱いを確認できる関連資料や周辺事情が見当たらないこと、iv) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いこと、v) 両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 8 日付けで年金記録の訂正は必

要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回の再申立てに当たり、申立期間を一部変更し（当初の申立期間①は、昭和39年4月15日から41年8月20日まで、申立期間②は、41年9月10日から43年8月20日まで）、申立期間②について、当時の事情を知っているとする同僚を二人追加したものの、勤務期間についての申立人の記憶は曖昧であり、新たに追加された同僚のうち一人は、申立期間後の昭和43年9月1日にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、外の一人は、同社における被保険者資格が確認できないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 26 日から同年 11 月 1 日まで  
昭和 43 年 9 月 26 日に A 事業所に臨時雇用員として採用されて B に勤務した。

しかし、厚生年金保険加入記録では、資格取得日が昭和 43 年 11 月 1 日とされているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間において、A 事業所 B に勤務していたことは確認できる。

しかし、昭和 43 年に A 事業所で臨時雇用員として採用された複数の同僚は、「当時の臨時雇用員は、最初の 1 か月か 2 か月間は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言している。

また、A 事業所の福利厚生業務を行っている C 社に照会したところ、「事業所ごとに異なるが、臨時雇用員は数か月の試用期間を経て、勤務日数など一定の条件を満たした者について厚生年金保険に加入させていたようである。」と回答していることから、所属長の判断により厚生年金保険被保険者とする取扱いが行われていたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。